（第五面）

［非住宅部分に関する事項］

（略）

【３．基準省令附則第３条の適用の有無】

□有（竣工年月日　　年　　月　　日　竣工）

□無

【４．非住宅部分のエネルギー消費性能】

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第１条第１項第１号イの基準

基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　　GJ/年

ＢＥＩ（　　）

□基準省令第１条第１項第１号ロの基準

ＢＥＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

（略）

（第五面）

［非住宅部分に関する事項］

（略）

【３．基準省令附則第３条の適用の有無】　□有　□無

竣工年月日　　年　　月　　日　竣工

【４．非住宅部分のエネルギー消費性能】

□基準省令第１条第１項第１号イの基準　□基準省令第１条第１項第１号ロの基準

基準一次エネルギー消費量　　GJ/年

設計一次エネルギー消費量　　GJ/年

ＢＥＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

（略）